

相・続・通・信 第26号

HP も是非ご覧ください！

相続 松本

検索



「相続」「松本」で検索！



相続手続支援センター® 平成 26 年 3 月

松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上 13-6

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージュ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

(今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

皆さまのお手続をサポートさせて頂いております ❀ スタッフ紹介 ❀

少しずつ春らしさを感じる季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

今年の冬は、長野県では大雪に見舞われ、雪かきに追われた方が多かったのではないのでしょうか。少しずつ外出しやすい季節へと移り変わってきておりますので、今年も弊センターのセミナー等に足をお運び頂ければ幸いです。

さて、今回の通信では、日々、皆様のお手続きをサポートさせて頂いております弊センターのスタッフを、2014 年の目標を表した漢字 1 文字と一緒に紹介させていただきます。相続に関するご相談は、大変デリケートな部分もございますが、スタッフを少しでも身近に感じていただき、お気軽にご相談頂ければ嬉しく思います。

センター長

輪

たかぎ みきお
高木 幹夫

...ますます良い輪を広げていきます！



松本駅前店

温

しみず あゆこ
清水 あゆ子

...今までの振り返り、一つ一つゆっくりと確認し、大事にします！



長野駅前店

褒

といた のぞみ
戸井田 望

...“褒める”ことを大事にします！



挑

くりはら みか
栗原 美香

...いろんなことに挑みます！



節

よねはら ひろみ
米原 ひろみ

...今年は節目の年。
節制・節度・礼節・関節等々、大事にします！



基

なみおが みほこ
浪岡 美保子

...“基本”を大切に、仕事に取り組みます！



心

いけだ めいこ
池田 芽衣子

...“心”を大切に、仕事に取り組みます！



～相続の現場から～

遺言でできること できないこと

相続税の改正が来年に迫り、新聞や雑誌でも特集が組まれていますね。これらをご覧になって、「自身の最期を自身で考えなければ・・・」とお考えになる方も多いことでしょう。遺言のご相談も増えてきました。ご相談を承る中でよくあるご質問をご紹介します。

Q1：長男は跡取りなので本家を相続させたいが、代々続く家を絶対に売却してほしくない。

A：長男に本家を相続させることはできますが、自宅を売らないことを約束させることはできません。遺言は、遺言者の所有する財産について、「誰に」、「何を」渡すかを記載するものです。長男が自宅を受け取った時点で長男の財産になります。本家を守ることの重要性や、遺言者様の大事にしている想いを遺言を通じて伝えることはできますが（下記「付言」参照）長男がどのようにその財産を処分するかは、長男の意思次第となります。

Q2：私の大切にしているペット（みーこ）の世話をAさんにしてもらえよう遺言に残したい。

A：ペットは財産ではないので、遺言で飼い主の指定をし、世話をしてもらうことを要請することはできません。

Q3：遺言で私の持つ全ての財産を、公共団体に寄付したい。

A：遺言では、相続人以外の人に自身の財産を渡したり、団体に寄付をすることができます。寄付をする相手方の承諾は不要です。遺言は遺言者の一方的な意思表示のみで成立するからです。しかしながら、遺言で残す財産を受け取る側が必要としない場合もあります。受け取ってもらえなかった場合は、相続人全員で話し合いをし、誰が、何を相続するかを決めることとなります。

Q1、Q2については付言（ふげん）を利用してお願いをすることができます。付言とは遺言書の末尾に付け足す文のことです。法的効力はありませんが、長男に「先祖代々続く本家を今後も守り続けて下さい」（Q1）Aさんに「大事なみーこが最後まで幸せに暮らせる様、どうぞ可愛がって下さい」（Q2）と記載をすることで、自分が大切にしている想いを伝えることが可能です。

遺言のご相談賜ります。できること、できないこと、お聞きください。

相続“豆”知識

相続税の申告期限に間に合わない？

『相続が発生してから10ヶ月以内に相続税の申告を行ない、納税までを済ませなければならない』ということをご存知の方はいらっしゃるかと思います。

『10ヶ月もある』とっていると、あっという間に申告期日が迫ってきます。

相続税の申告と一言と言っても申告に必要な書類を収集することに時間と手間がかかります。

預貯金等の動産については残高証明書だけでなく過去数年間の取引履歴等、細かなところまで確認しなければなりません。不動産については評価証明書だけではなく、公図、測量図、建物図面、近隣の道路図面 etc・・・所有している不動産の地目によって森林組合や農業委員会で取得していただくもの等、不動産の評価に使用するあらゆる書類をご準備いただき、現地調査などに出向き不動産の評価をするため、申告までかなりの時間を必要とします。また、納税資金を調達するため遺産相続の手続きまで完了しなければならないとなるとさらに時間がかかります。申告期限内に納税出来なければ延滞税がかかります。相続税については相続発生後、遅くとも3ヶ月以内にご相談いただくとその後の手続きもスムーズに行えるかと思います。弊社でもご相談承っております。お気軽にお問い合わせください。